

「日ウクライナ・国土交通インフラ復興に関する官民協議会」 規約

【第1章 総則】

（名称）

第1条 協議会の名称は、「日ウクライナ・国土交通インフラ復興に関する官民協議会」（以下「協議会」という。）とする。

2 協議会の英語の名称は Japan – Ukraine Platform on the Infrastructure Technology for Recovery and Reconstruction（略称：JUPITeR）とする。

（事務局）

第2条 協議会の事務局は、国土交通省総合政策局海外プロジェクト推進課に置く。

（目的）

第3条 戦時下、戦後のウクライナにおける国土交通分野のインフラ復興に関し、日本企業が参画可能な具体的な案件形成に向け、日本企業及び関連機関（以下「日本企業等」という。）も参加する形での政府間対話を継続することで、日本企業等への最新情報の発信、具体的な案件の発掘、参画支援等を行うことを目的とする。

（活動）

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。これらの活動は、対面形式、オンライン形式又はハイブリッド形式の会議、ワークショップ等を行うことにより実施する。なお、必要に応じて、本協議会の下に分野別の議論を促進すること等を目的としたワーキンググループを設置することができる。ワーキンググループを設置した場合の取扱いは、別途定めるものとする。

- (1) ウクライナの現地情勢、インフラ復興におけるニーズや優先課題、復興プロセスへの参入の方策等に関する情報の会員への共有
- (2) 案件候補やその詳細に関する情報の会員への共有、案件化の際の参画支援
- (3) ウクライナ政府に対する日本の技術の情報発信、具体案件の発掘に係るウクライナ政府との協議・調整

【第2章 会員】

（会員）

第5条 協議会の会員は、ウクライナにおける国土交通分野のインフラの復興に関心のある日本企業等により構成する。

（会員の入会・退会）

第6条 新たに入会を希望する者は、事務局の承認を得るものとする。入会に当たっては、次の事項を全て満たすことを条件とする。ただし、現地法人の場合にあっては、その設立元の法人が当該条件を満たすこととする。

- ・日本で法人登録していること
- ・日本に財およびサービスの生産・提供のための適切な設備・施設を有していること
- ・実際に日本でビジネス・事業を行っていること。

- 2 会員は、その連絡先等の情報に変更が生じた場合は、遅滞なく事務局に連絡するものとする。
- 3 退会を希望する会員は、事務局にその旨を申し出るものとする。

【第3章 協議会内取り決め】

(会費及び活動に伴う費用)

第7条 協議会は入退会費及び定期会費を徴収しない。

- 2 事務局及び会員が各々の合意に基づいて参加する協議会の活動において、各会員の活動に伴い発生する費用（旅費、資料作成費等）は、特別に定める場合を除き、各自が負担する。

(秘密保持義務)

第8条 会員は、協議会における活動について知り得た情報を、日本国、協議会（事務局、会員）及び相手国の全体利益を鑑み活用すると共に、その取扱いについて次の事項を遵守することとする。

- (1) 登録部署以外の者（登録部署を統括する上位組織及び当該部署管理・責任者を含む。次号において同じ。）への情報開示については、必要最小限の範囲内とする。
- (2) 特に秘密情報（※）については、登録部署以外の者に開示する際は、事前に事務局及び相手国の了解を、書面をもって取ることとする。

※この規約において、「秘密情報」とは、開示者が相手方に開示し、かつ開示の際に秘密である旨明示した、技術上又は営業上の情報をいう。ただし、開示を受けた当事者（被開示者）が書面によりその根拠を立証できる場合に限り、次の情報は秘密情報の対象外とするものとする。

- ① 開示を受けたときに、被開示者が既に保有していた情報
- ② 開示を受けた後に、秘密保持義務を負うことなく被開示者が第三者から正当に入手した情報
- ③ 開示を受けた後に、開示者から開示を受けた情報に関係なく、被開示者が独自に取得又は創出した情報
- ④ 開示を受けたときに、既に公知であった情報
- ⑤ 開示を受けた後に、自己の責めに帰し得ない事由により公知となった情報

(責任関係)

第9条 会員は、次の事項を除き、協議会の活動においていかなる責任も問われない。また、協議会は、会員独自の活動に合意無く制限を加えることはない。

- (1) 第8条に定める秘密保持に係る責任
- (2) 協議会内及び関係者に故意に加えた損害に係る責任

第10条 事務局及び会員は、協議会の活動に起因する直接的な損害を受けた場合は、当事者間で解決に当たるものとする。

附 則

- 1 この規約は、令和7年1月21日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、令和 7 年 9 月 8 日から施行する。(一部改正)